

○学校法人創価大学における公益通報に関する規程

平成19年11月12日規程第354号

改正

平成27年3月20日規程第125号

令和4年8月10日規程第6号

学校法人創価大学における公益通報に関する規程

(目的)

- 第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づき、学校法人創価大学（以下「本学」という。）における公益通報の処理体制、公益通報があった場合の措置、公益通報者の保護及びその他公益通報に関する必要な事項を定める。
- 2 公的研究費の不正、研究活動の不正及びキャンパス・ハラスメントに関する通報等については、別に定める。

(定義)

- 第2条 この規程において「公益通報」とは、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、本学の業務に関して通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、公益通報窓口に通報することをいう。
- 2 この規程において「公益通報者」とは、公益通報をした次に掲げる者をいう。
- (1) 本学と雇用関係にある教職員
 - (2) 本学との労働者派遣契約に基づく派遣労働者
 - (3) 本学の取引事業者の労働者
 - (4) 当該公益通報の日前一年以内に当該事業に従事していた前3号に定める者
 - (5) 本学の役員又は本学の取引事業者の役員
 - (6) 本学に在籍する学生
 - (7) その他本学の業務に従事する全ての者
- 3 この規程において「通報対象事実」とは、法第2条第3項に規定されている事実をいう。

(公益通報の方法及び窓口)

- 第3条 公益通報の方法は、書面、電話、電子メール、FAX及び口頭等による。
- 2 公益通報は顕名によるものとし、対象者や内容の明示及び不正行為と認めるに十分な合理性のある理由を必要とする。
- 3 匿名による公益通報は、本学が妥当と認めるときに限り、通報者不詳として顕名による公益通報に準じて取り扱う。
- 4 本学における公益通報窓口は、内部監査室とする。
- 5 公益通報窓口は、本学教職員及び学生へ周知徹底するとともに、本学ホームページで公表する。

(公益通報処理委員会)

- 第4条 本学は、公益通報者の保護及び公益通報があった場合の措置について審議するため、公益通報処理委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会は、次の委員をもって構成する。
- (1) 常任理事会で選出された理事 1名
 - (2) 本部事務局長及び大学事務局長
 - (3) 総務部長

- (4) 内部監査室長
- (5) 総務課長
- (6) 常任理事会が委嘱した者

- 3 委員長は、前項第1号の委員をもって充て、議長として委員会の議事を運営する。
- 4 委員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立とする。
- 5 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 委員長の任期は、原則として2年とする。
- 7 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 8 委員が通報対象事実の調査の対象となる場合は、委員会に出席することができない。

(委員会の審議事項)

第5条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 公益通報者の保護に関する事項
- (2) 当該公益通報の受理又は不受理に関する事項
- (3) 通報対象事実の調査実施の有無に関する事項
- (4) 通報対象事実の調査及び事実認定に関する事項
- (5) 通報対象事実認定後の事後措置に関する事項
- (6) その他必要な事項

(公益通報の受理等)

第6条 公益通報窓口は、公益通報を受けた場合、速やかに委員長に報告するものとする。

- 2 委員長は、前項の報告を受けたときは委員会を招集し、当該公益通報についての調査の実施又は不受理を決定する。
- 3 委員長は、公益通報を受けた日から起算して20日以内に、当該公益通報についての調査の実施又は不受理を当該通報者に通知することとし、その対応は委員長に指名された者が行う。ただし、匿名による公益通報の場合はこの限りではない。
- 4 委員長は、調査の実施を決定したときは、常任理事会に速やかに審議内容を報告するものとする。
- 5 委員会は、次の各号に係る公益通報については受理しないものとする。
 - (1) 当該公益通報の内容が、具体性を伴わないもの
 - (2) 当該公益通報の内容が、虚偽又は他人の誹謗中傷であることが明らかなもの
 - (3) 当該公益通報の内容が、本学の業務に関するものではなく、本学が通報処理並びに是正措置を講じる権限を有しないもの
 - (4) その他公益通報に該当しないことが明らかなもの

(調査等)

第7条 委員会は、必要に応じて調査委員会を設置し、当該公益通報の通報対象事実の内容について調査を行うものとする。

- 2 調査委員会の構成員は、委員会において本学教職員の中からその都度選任し、常任理事会の承認を得なければならない。
- 3 調査委員会の構成員には、その通報内容に応じて、学外の弁護士や公認会計士等を選任することができる。
- 4 調査の実施にあたっては、公益通報者の秘密を守るため、公益通報者が特定されないよう調査方法に十分配慮しなければならない。
- 5 教職員は、調査の実施上必要な協力を求められた場合、正当な理由がなければ、これに応

なければならない。

- 6 委員長は、調査結果について速やかに常任理事会に報告するものとする。その際、事後措置に関する意見を付することができる。

(是正措置)

第8条 常任理事会は、調査の結果、通報対象事実が認められたときは、速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

- 2 前項の措置を講じたときは、常任理事会は当該公益通報者にこれを通知するものとし、その対応は常任理事会から指名された委員会の委員が行う。
- 3 当該公益通報者に通知する際は、被通報者、調査に協力した者等の名誉、プライバシー等に配慮しなければならない。

(公益通報者等の保護)

第9条 本学は、公益通報者及び調査協力を行った者に対して、通報及び協力したことを理由として、解雇その他不利益な扱いをしてはならない。

- 2 本学教職員が、公益通報者及び調査協力を行った者に対して、不利益な扱いや嫌がらせ等を行った場合は、本学就業規則等に従って厳正に処分する。

(不正目的の通報)

第10条 公益通報者は、虚偽の通報や他人を誹謗中傷する目的で通報してはならない。

- 2 本学は、前項の通報を本学教職員が行った場合は、本学就業規則等に従って厳正に処分を行い、その他の者が行った場合は、相当の措置を講ずるものとする。

(遵守事項)

第11条 公益通報処理委員会及び調査委員会の委員、その他公益通報の処理等に関わる者（以下「公益通報の処理等に関わる者」という。）は、その職務の遂行に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 公益通報者等及び第三者の権利又は正当な利益を侵害しないこと。
 - (2) 調査対象部署及び調査対象者の業務遂行に著しい支障を与えないこと。
 - (3) 常に公正不偏の態度を保持し、全て事実に基づいた調査を実施すること。
 - (4) 公益通報者等の個人情報について、本人の同意ある場合を除いて、その秘密を保持すること。
 - (5) 職務上知り得た事実を正当な理由なく他に漏えいしないこと。
- 2 公益通報の処理等に関わる者は、その職務を離れた場合であっても前項第4号及び第5号の規定を遵守しなければならない。
 - 3 公益通報の処理等に関わる者は、自らが関係する公益通報の処理、調査及び是正措置等に関与してはならない。

(処分等)

第12条 本学は、通報対象事実に関する調査の結果、その事実が明らかになった場合並びに不正を目的とした通報及び前条第1項及び第2項の規定に反する事実が確認された場合は、学校法人創価大学懲戒手続規程（平成20年4月1日規程第351号）に定める懲戒の措置を講じることができる。

(事務)

第13条 この規程に関する事務は、総務部が担当する。

附 則

この規程は、平成19年11月12日から施行する。

附 則（平成27年3月20日規程第125号）
この規程は、平成27年3月20日から施行する。

附 則（令和4年8月10日規程第6号）
この規程は、令和4年8月10日から施行する。